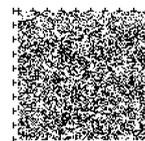


# 資料編



# 1 障害者総合支援法の枠組み

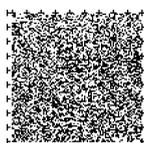
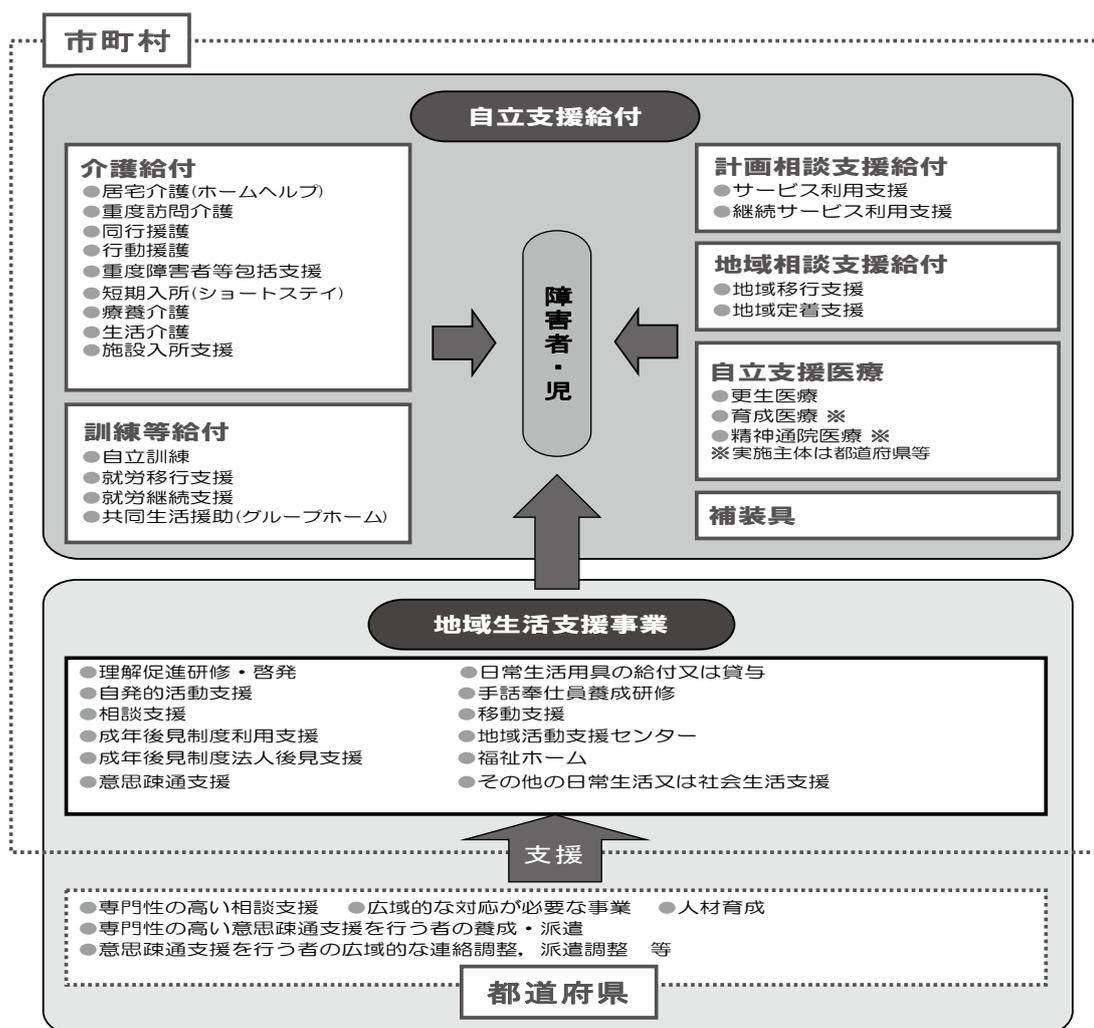
障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

## (1) 自立支援給付

自立支援給付は、介護給付費と訓練等給付費に区分され、介護給付費と訓練等給付費をさらに具体的な障害福祉サービス事業に細分化しています。また、計画相談支援給付費、地域相談支援給付費、自立支援医療費、補装具費も自立支援給付に含まれます。

## (2) 地域生活支援事業

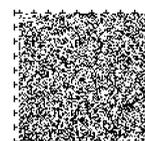
身近な地域において社会資源の状況や地理的条件、利用者の状況に応じて柔軟に実施することが効率的、効果的であるとされる事業を地域生活支援事業として位置づけています。



## 2 障害者を対象としたサービス

### (1) 障害福祉サービス等

訪問系サービス	
① 居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
② 重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する方で常時介護を要する方に対して、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
③ 同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供や移動の援護等の外出支援を行います。
④ 行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤ 重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	
① 生活介護	常時介護を要する方に、主に昼間、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会の提供を行います。
② 自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、理学療法、作業療法等、身体機能向上のために必要な訓練を行います。
③ 自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
④ 就労移行支援	一般企業等に雇用を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
⑤ 就労継続支援A型	一般企業等に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います（雇用契約を結びます）
⑥ 就労継続支援B型	一般企業等に雇用されることが困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います（雇用契約を結びません）。



⑦ 療養介護	医療と常時介護を要する方に、主に昼間、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
⑧ 短期入所	自宅で介護を行っている方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

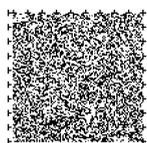
<b>居住系サービス</b>	
① 共同生活援助	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。
② 施設入所支援	施設に入所する障害者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

## (2) 相談支援

① 計画相談支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。また、作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリング（検証）し、必要に応じて見直しを行います。
② 地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域生活移行に関する相談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
③ 地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

## (3) 障害児支援

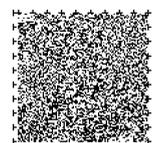
① 児童発達支援	障害児が日常生活における基本的動作や知識等を習得し、集団生活に適応することができるよう、指導及び訓練を行います。
② 放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。



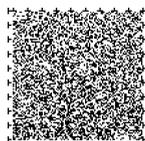
③ 福祉型児童入所支援・医療型児童入所支援	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活の指導及び治療等を行います。
④ 障害児相談支援	障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、支給決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、作成された「障害児支援利用計画」が適切かどうかモニタリング（検証）し、必要に応じて見直しを行います。

#### (4) 地域生活支援事業

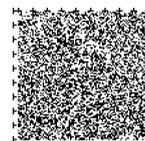
必須事業	
① 理解促進研修・啓発事業	障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
② 自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
③ 相談支援事業	障害者、その保護者、支援者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や社会資源の活用のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。
④ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者または精神障害者が家庭裁判所に申し立てを行うにあたり、必要な経費や後見人等の報酬の補助を行います。
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことが出来る法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
⑥ 意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳や音声訳等による情報提供など、聴覚障害者や視覚障害者の意思疎通を支援します。意思疎通が困難な障害児者が入院した場合に、日頃から本人を介護し、本人の意思を理解し伝えることができるホームヘルパーをコミュニケーション支援員として病院に派遣します。
⑦ 日常生活用具給付事業	重度障害者等に、日常生活の便宜を図るために介護・訓練支援用具等の6種の用具を給付します。



⑧ 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進，理解啓発などの支援者として手話奉仕員の養成研修を行います。
⑨ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者の外出のための支援を行います。
⑩ 地域活動支援センター	地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう，創作的活動，生産活動の機会の提供，社会との交流の促進等を行います。
⑪ 発達障害者支援センター運営事業	発達障害児者やその家族等に対して，相談支援，発達支援，就労支援及び情報提供等を行うとともに，関係機関と連携しながら発達障害児者への支援を総合的に行います。
⑫ 障害児等療育支援事業	障害児者やその家族の様々な相談に応じ，療育指導を行うことにより，地域生活の支援を行います。
⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	意思疎通支援を行う者のうち，特に専門性の高い手話通訳者及び要約筆記者の養成研修を行います。 盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を行います。
⑭ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者や要約筆記者，及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣を行います。
<b>任意事業</b>	
① 福祉ホーム事業	住居を必要とする障害者に，低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに，日常生活に必要な便宜を供し，地域生活を支援します。
② 訪問入浴サービス事業	自宅の浴槽で入浴が困難な在宅の重度身体障害者に，訪問により入浴等のサービスを行います。
③ 発達障害児者支援体制整備	医療，保健，福祉，教育及び就労等，関係者で構成する委員会において，発達障害児者に対する支援体制の整備のあり方を検証し，乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援ができるよう体制の整備を行います。
④ 重度障害者在宅就労促進特別事業	身体機能の障害等により，企業等への通勤が困難な障害者に対して，情報機器（パソコン）やインターネットを活用し，在宅等で就労するための必要な訓練等の支援を行います。



⑤ 生活支援事業	
ア. 生活訓練等事業	日常生活に必要な訓練を行うことに対する支援を行います。
イ. 本人活動支援事業	知的障害者の主体的なボランティア活動や交流会、勉強会、レクリエーション活動などに対する支援を行います。
ウ. ボランティア活動支援事業	障害者やその家族によるボランティア活動等を支援します。
エ. 知的障害者自立体験ステイ事業	在宅の知的障害者が、一定期間保護者の元を離れて地域生活の体験ができるよう支援します。
オ. 発達障害児自立支援事業	行動障害のある発達障害児者に対し宿泊アセスメントを実施し、行動障害の深刻化・固着化の予防及び地域生活の支援を行います。
カ. 自閉症児者地域生活支援事業	在宅の自閉症児者及びその家族に対し、在宅福祉サービスの利用援助や情報提供等を総合的に行うことにより、地域生活を支援します。
⑥ 日中一時支援事業	
自宅で介護を行っている方が、病気や冠婚葬祭、休息をとる場合などに、日中一時的に、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	
⑦ 社会参加促進事業	
ア. スポーツ・レクリエーション教室開催事業	障害者の体力向上や交流・余暇活動等の推進、障害者スポーツの普及を目的とした、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。
イ. 芸術・文化講座開催等事業	障害者の芸術・文化活動を支援する講座等を実施します。
ウ. 点字・声の広報等発行事業	点訳、音声訳等により、市政だよりや視覚障害者等関係事業、生活情報など地域生活をするうえで必要な情報を定期的に提供します。
エ. 奉仕員養成研修事業	要約筆記奉仕員及び点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成研修を行います。
オ. 自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。



### 3 仙台市障害者保健福祉計画の概要

#### (1) 仙台市障害者保健福祉計画と本市の各計画等との関係

「仙台市障害者保健福祉計画」は、本市が行うべき障害者施策に関する基本的な計画であるとともに、平成 23 年 3 月に策定された「仙台市基本計画」及び震災からの早期復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めた「仙台市震災復興計画」をふまえながら、「仙台市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」、「仙台市すこやか子育てプラン 2015」,「第 2 期いきいき市民健康プラン」等の本市の関連する計画と連携し、保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画です。

#### (2) 計画の範囲

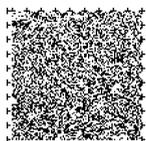
本市の障害者保健福祉計画においては、これまでも、三障害（身体障害のある方、知的障害のある方、精神障害のある方）以外の障害者福祉制度の谷間にある方々も支援の対象として、施策を展開してきました。

障害者基本法の改正により、「障害者」の定義も広くなりましたが、本市の先駆的な取り組みを引き継ぎ、障害者基本法に定める「障害者」を計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、そして社会全体も含め、障害のある方の自立と社会参加等を支援する施策を推進します。

※障害者基本法の改正により、「障害者」とは、心身の機能に障害があり、障害と「社会的障壁」により、継続的に日常生活や社会生活に相当の制限を受ける状態にある方と定義されました。「社会的障壁」とは、障害のある方が生活をしていくうえで、障壁となる事物や制度、慣行などその他一切のものとされています。

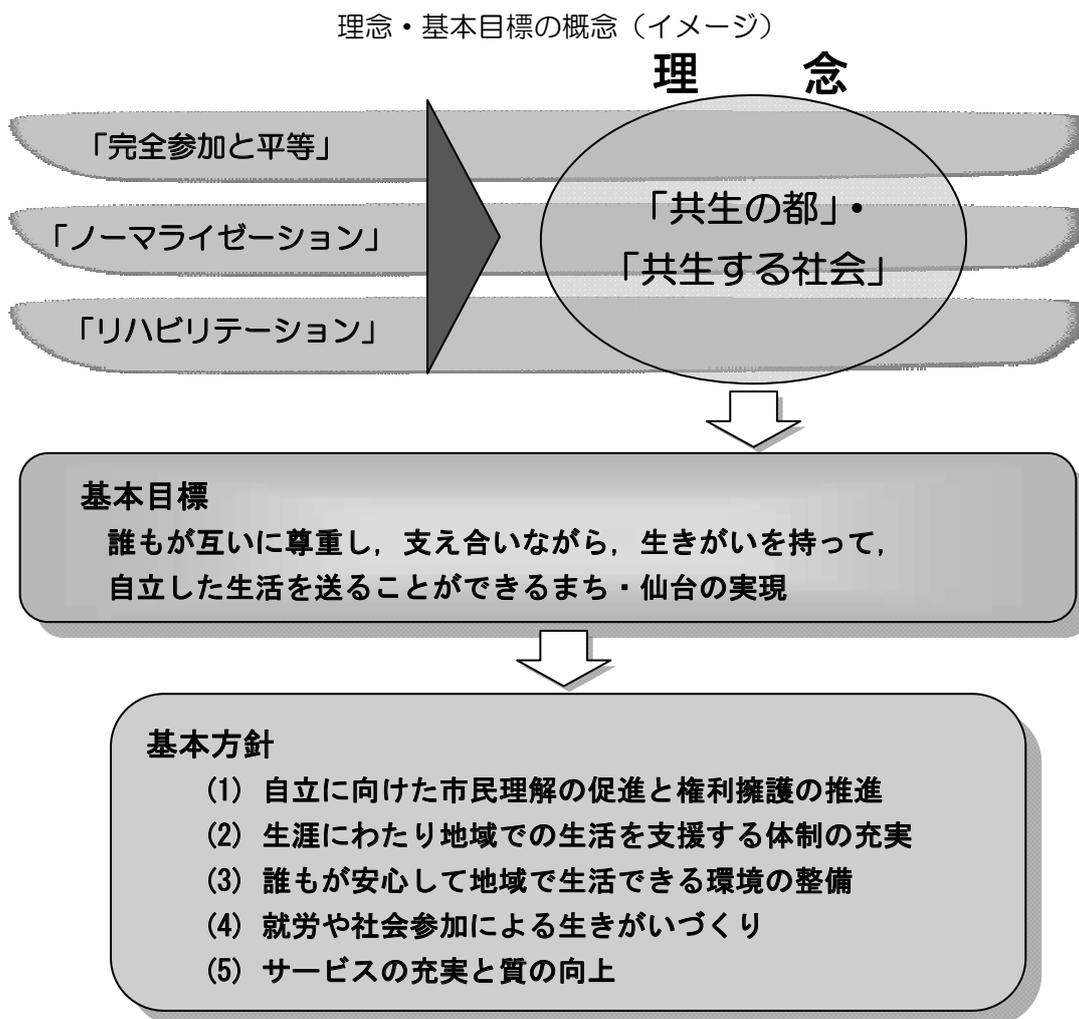
#### (3) 計画期間

仙台市障害者保健福祉計画は、平成 24 年度から平成 29 年度までの 6 年間（平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間で前期、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で後期）とします。



#### (4) 基本目標及び基本方針

仙台市障害者保健福祉計画においては、これまでの計画の基本理念と本市の施策の取り組み状況や現状及びその課題等をふまえ、仙台市総合計画 2020 に掲げる都市像「共生の都」、障害者基本法の目指す社会像「共生する社会」の実現に向けた施策を総合的・計画的に推進していくため、次のとおり基本目標及び基本方針を定めています。

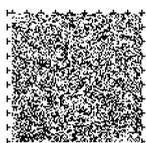


## (5) 施策体系等

### a. 施策体系

基本目標のもと、基本方針にそって施策を体系的に整理し、総合的に推進します。

<b>1 自立に向けた市民理解の促進と権利擁護の推進</b>
(1) 市民理解と相互交流の促進
① 市民理解の促進
② 相互理解と交流の促進
(2) 障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進
① 権利擁護の推進
② 虐待防止対策の推進
<b>2 生涯にわたり地域での生活を支援する体制の充実</b>
(1) 相談支援体制の強化
① 相談支援体制の整備
② 障害の多様化に応じた相談支援の充実
③ ケアマネジメント推進体制の整備
(2) 障害児に対する支援の充実
① 障害児とその家族への支援
② 放課後の居場所づくり
③ 教育環境の充実
④ 地域における療育の支援
(3) 障害特性等に対応した支援の充実
① 障害特性等に対応した特別な支援
② 心身の状態に応じた適切な支援
(4) 保健・医療の推進
① 健診・受診の促進
② 健康づくりの推進
③ 精神疾患等の早期発見・早期支援の推進
④ 自殺予防の推進
⑤ 精神科救急システムの整備
<b>3 誰もが安心して地域で生活できる環境の整備</b>
(1) 地域で生活していくための環境整備
① 地域生活支援のための拠点の整備
② 住まいの場の確保等地域移行支援
③ 地域住民同士の支え合いの体制構築
④ 防犯対策の推進
(2) 誰もが生活しやすいまちづくりの推進
① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

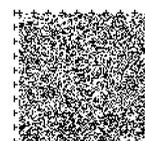


② 容易に移動できる環境の整備
③ コミュニケーション支援の充実
(3) 震災を踏まえた災害対応の強化
① 災害に備えた対策の推進
② 災害時の支援体制の整備
③ 災害時におけるサービス提供体制の確保
<b>4 就労や社会参加による生きがいづくり</b>
(1) 多様な就労による生きがいづくり
① 多様な就労の場の創出
② 就労促進に向けた普及啓発
(2) 障害者就労支援体制の充実
① 就労支援ネットワークの推進
② 個別ニーズに対応できる支援体制の整備
(3) スポーツ・文化・芸術活動への支援
① スポーツ・レクリエーション活動の促進
② 文化・芸術活動の促進
(4) 障害者自身による主体的な社会的活動支援
① 当事者活動の推進
② 社会的活動への参加促進
<b>5 サービスの充実と質の向上</b>
(1) サービスを選択できる環境の整備
① 障害福祉サービス提供体制の整備
② 地域生活を支える各種サービスの提供
③ サービスの質の維持向上を図る指導
(2) 人材の育成・確保
① 障害福祉に従事する人材育成・研修の充実
② ボランティアなど地域で支える担い手の確保

## b. 重点プロジェクト

仙台市障害者保健福祉計画では、緊急に取り組むべき施策や重点的に取り組むべき課題に対応するため、次の5つを「重点プロジェクト」とします。

- (1) 震災からの復興施策の推進
- (2) 障害児への支援の充実
- (3) 就労支援体制の推進
- (4) 精神障害者への施策の充実
- (5) 障害の重度化・多様化への対応の強化



## 4 第4期仙台市障害福祉計画策定の経緯

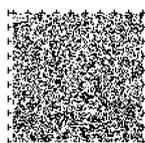
### (1) 策定の経過

平成26年1月17日～30日	平成25年度モニタリング調査（合同・訪問ヒアリング）実施
6月25日	第1回仙台市障害者施策推進協議会（諮問）
10月3日	第3回仙台市障害者施策推進協議会（策定について・中間評価案）
11月7日	第5回仙台市障害者施策推進協議会（中間素案・中間評価）
12月2日	第6回仙台市障害者施策推進協議会（中間案）
12月16日～	パブリックコメント実施
平成27年1月16日	
2月5日	第8回仙台市障害者施策推進協議会（計画案）
2月18日	答申

### (2) 仙台市障害者施策推進協議会委員名簿

（委員：五十音順・敬称略）

	委員名	所属・職名
会長	阿部 一彦	東北福祉大学教授
副会長	大坂 純	仙台白百合女子大学教授
	相澤 新弥	仙台市身体障害者福祉会会長
	赤間 宏	仙台市教育局特別支援教育課長
	市川 義直	社会福祉法人共生福祉会常務理事
	岩舘 敏晴	国見台病院院長
	小山 弘幸	仙台公共職業安定所職業相談部長
	川村 和久	かわむらこどもクリニック院長/仙台市医師会理事
	桔梗 美紀	株式会社ジョイヤ代表取締役
	久保野 恵美子	東北大学大学院法学研究科教授
	黒瀧 和子	NPO法人みどり会運営委員
	坂井 伸一	精神障害者を支える地域ネットワーク会議 「あ・んの会」会長
	佐々木 智賀子	みやぎ脳外傷友の会セタ代表
	白江 浩	宮城県難病相談支援センター長
	鈴木 直子	西仙台歯科医院院長/仙台歯科医師会副会長
	中村 晴美	社会福祉法人わらしべ舎理事長
	中村 祥子	NPO法人グループゆう理事長
	目黒 久美子	宮城県自閉症協会会長
	諸橋 悟	前仙台市障害者就労支援センター相談役
	八木 伸善	社会福祉法人仙台市社会福祉協議会常務理事



### (3) 仙台市障害者施策推進協議会条例

昭和六三年一月二〇日  
仙台市条例第一二八号

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第三項の規定に基づき、同条第一項の規定により審議会その他の合議制の機関として設置する仙台市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）及びその委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(平六、三・平一三、一〇・平一七、三・平二三、一〇・平二四、三・改正)

(組織)

第二条 協議会は、委員二十五人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係行政機関の職員
- 二 学識経験者
- 三 障害者
- 四 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- 五 市の職員

(平六、三・改正)

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平二四、三・改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、第二条第二項各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

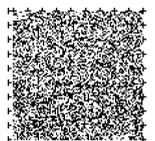
第六条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。



附 則

この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則(平六、三・改正)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成六年五月規則第四九号で、平成六年六月一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市心身障害者対策協議会の委員である者は、その際改正後の第二条第二項の規定により仙台市障害者施策推進協議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなし、その任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、同項の任期からその者が仙台市心身障害者対策協議会の委員として在任した期間を控除した期間とする。

3 改正後の第二条第二項第三号及び第四号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成七年五月三十一日までとする。

附 則(平一三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平一七、三・改正)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成一七年八月規則第九二号で、附則ただし書に係る規定は、平成一七年八月一〇日から施行)

附 則(平二三、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二四、三・改正)

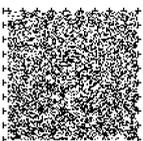
(施行期日)

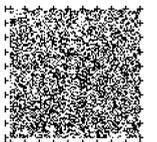
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、市長が定める日から施行する。

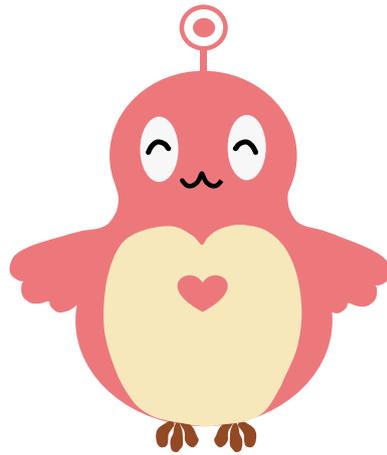
(平成二四年五月規則第五四号で、附則第一項ただし書に係る規定は、平成二四年五月二一日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に仙台市障害者施策推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。







仙台市障害理解促進キャラクター  
「ココロン」

## 第4期仙台市障害福祉計画

平成27年3月

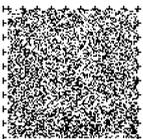
編集・発行／仙台市健康福祉局健康福祉部障害企画課

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話番号 022-214-8163

FAX 022-223-3573

E-mail [fuk005330@city.sendai.jp](mailto:fuk005330@city.sendai.jp)



表紙の作品 絵画「黒で描いた植物の城」中森 春香さん